

《新型コロナウイルス感染症対策特別資金（借換型）》

本市、「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」のご利用者で、融資の返済負担の緩和に活用できる借換制度を新設しました。

●貸付限度額・・・3,000万円

※新型コロナウイルス感染症対策特別資金の残債額が上限

●期間・利率・・・10年以内 1.0%

※据置期間3年以内

●保証料・・・全額補助

※申請金額1,000万円を上限

●融資対象者・・・令和2～4年度中に「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」の融資実行を受けた事業者

●借換対象融資・・・令和2～4年度中に実行された「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」の融資残額

利子全額補助

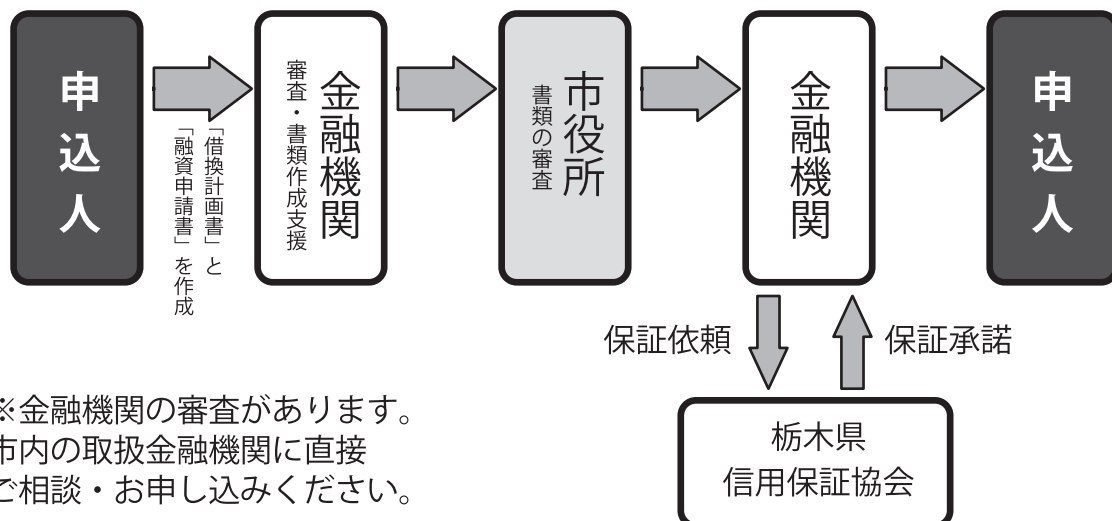
資金用途は運転資金です。「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」の利子補給と合わせて**合計3年分の支払い利子が全額補助されます！**

申請受付開始：令和3年4月1日～

《お申し込みから融資を受けるまでの流れ》

◆申請には所定の融資申請書類の他、「借換計画書」をご準備いただき、金融機関にご提出ください。

※様式は宇都宮市ホームページ又は、市内の取扱金融機関にございます。



●お問い合わせ● 宇都宮市役所 経済部 商工振興課（市役所本庁舎7階）

TEL：028-632-2438 FAX：028-632-5420

ホームページ： <https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/sangyo/chushokigyo>